



国家外貨管理局

優良企業の貿易外貨収支簡素化パイロット政策の適用エリア拡大について

2022年1月4日、国家外貨管理総局より『上海自由貿易試験区臨港新エリア等の一部地域における、クロスボーダー貿易投資の高水準の開放に向けた、新たな外貨管理改革のパイロット政策』(匯発[2021]35号)が公布されて以来、4つの自貿区パイロットエリアでのみ適用されていた簡素化措置の一部を、わずか半年間でパイロットエリアが拡大されて多数の地域に横展開され、各地外貨管理局より簡素化の細則通達が公布されました(例えば、上海、北京、天津、江蘇省、シンセン、広東省、青島、湖北省、遼寧省、福建省、浙江省など)。今後さらに幅広い分野・地域での利便化措置が適用されることが予想されます。

【ポイント】

- 一定の条件を満たすパイロット銀行と優良企業が外貨管理局にて備案後、以下簡素化措置を適用可能。
- ① エビデンスチェックの利便化。貨物貿易/サービス貿易の外貨収支業務において、銀行が展業原則に基づき取扱い、企業からエビデンス提出不要なことを条件付で認める。
- ② 貨物貿易の期限超過の払い戻し業務(払い戻し日と支払日が180日超のもの)及び特別な返金業務における外貨管理局への事前登録が免除される。
- ③ 条件を満たす企業の貨物貿易送金業務につき通関の電子情報審査手続きが免除される。
- ④ サービス貿易における立替と分担費用の期間が12カ月超の外貨業務においてパイロット銀行による真実性の判断次第で外貨の入出金が可能となる。

1. 政策背景

近年中国政府は外貨管理改革に注力しており、様々な改革措置が打ち出されていますが、実務領域においては一部非効率な点が残っており、企業がよりスムーズに経営活動を行っていくうえで、直面するネックと課題の改善が期待されています。直近では中国国内経済の鈍化に伴い、中国と海外のクロスボーダー貿易・投資の拡大・活性化は、「内循環と外循環の両立」を狙う中国政府にとって、より重要なテーマとなり、一層重要視されています。企業の発展及び実体経済の発展を支えるために、外貨管理分野での対外貿易決済手続きを簡素化し、実務における負担を減らしていく必要性が高まっています。

このような背景のもと、各地方の外貨管理局より貿易外貨収支項目に関する簡素化通達が公布されました。本通知の前身である1月に発表された通達は、自由貿易区を中心とする4つのパイロット地域に限定したものであり、過去およそ半年間における実証実験の成果を広げるため、全国へ展開していったことが窺えます。当初、全ての分野における改革開放を一斉展開することは難しいと予測していた通り、本通知では以前発表された経常項目のうち、「外貨収支業務簡素化」、「貨物貿易における特別な資金の払い戻し」の2点に焦点をあてたものとなっております。

2. 本政策の主な内容(一部抜粋)

今般中国国内の多くの地域で展開された通達の内容は類似しているため、本ニュースレターでは特に注目度が高いとされるパイロット企業の申請条件と、実務における簡素化措置、そして留意点などの内容を中心にまとめております。

外貨収支簡素化		
対象企業 条件	外貨業務 経験	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 原則としてパイロット銀行にて経常項目の外貨収支業務を2年以上行っており、経営実態を有している企業であること。 ◇ 財務集中管理を実施している集団型企業の所在地で登記した企業(以下、幹事企業)が主導のもとパイロット銀行へ統一申請を行う。幹事企業は原則としてパイロット銀行にて経常項目外貨収支業務を2年以上継続して行っていることが前提条件である。
	遠隔地企業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 遠隔地企業(遠隔地にあるメンバー企業を含む)がパイロットに参加する場合、登録地はパイロット業務を既に実施している地域でなければならない。またパイロット企業へ起用後、所在地にある外貨管理局へ書面による届出をする必要がある。
	経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業の貨物貿易/サービス貿易の収支構造、及び資金フローが合理的で安定していること。 ◇ 生産ならびに経営状況が安定しており、信用が高く、コンプライアンスを遵守しており、既存の虚偽の取引等の異常記録はなく、過去3年以内に所在地の外貨管理局に処罰されていないこと。また貨物貿易におけるパイロット企業を申請する場合、過去3年間の貨物貿易外貨管理分類がA類であること。
	コンプラ ・ リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 貨物貿易/サービス貿易収支においてコンプライアンスを保証する措置を持ち、パイロット業務に対して監督管理評価を行う専門人員を配置すること。 ◇ <u>貨物貿易/サービス貿易収支及び取引の真実性、ロジック性、合理性を自身で証明することができ、取引においてエビデンスを残し、また電子化等の手段を用いて正確に記録・管理ができること。</u> ◇ 企業はプルーデンス経営、財務で中立性を保ち、合理性を有し、規定に従いトレードファイナンス状況等の報告をする必要がある。
外貨収支 業務簡素化	エビデンス チェック	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>エビデンスチェックの利便化。銀行は展業原則に基づき、パイロット企業へ貨物貿易/サービス貿易の外貨収支業務を行い、資金の性質が不明確なものに対して企業へ関連するエビデンスの提出を要求しなければならない。</u> ◇ 1件5万米ドル以上のサービス貿易の外貨送金に関しては、送金後に「サービス貿易における対外支払い税務備案表」を提出することが可能となる。
	手続き 利便化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 銀行がパイロット企業の貨物貿易送金業務につき真実かつ合法であることを確認できれば、輸入申告の通関単の電子情報審査手続きが免除される。 ◇ <u>サービス貿易において非関連企業同士の国内外企業の間が発生した立替及び分担費用の期間が12カ月超の外貨業務において、パイロット銀行による真実性の判断次第で外貨の入出金が可能となる。</u>
貨物貿易に おける資金の 払い戻し	特別な返金 業務利便化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 貨物貿易の期限超過の払い戻し業務などの特別な返金業務における外貨管理局への事前登録が免除される。1件5万米ドル以上で、払い戻し日と領収書の支払日が180日(含まない)以上のもの、また特別な事情により元のルートで返金ができない払い戻し業務において、直接銀行にて手続きができ、所在地の外貨管理局での手続きが不要となる。

留意点	パイロット企業資格申請	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関連条件を満たした企業がパイロット銀行に申請し、優良企業として認定してもらう。パイロット銀行は別途優良企業リストを所在地外貨管理局に備案する。 ◇ 詳細申請条件は地域や銀行によって異なる可能性あるため、ご注意ください。
	パイロット企業資格取り消し	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ①銀行によるモニタリング結果が不合格、②所在地の外貨管理局によって B/C 類へ格下げ・処罰を受ける、③偽造の貿易や異常な活動を行った、④虚偽のエビデンスを提出した場合などでは、発覚次第 5 営業日以内にパイロット企業資格が取り消される。

3. 企業への影響

- 本件の導入により、外貨決済の利便性が大幅に改善すると期待されています。銀行独自の判断で外貨収支業務を行うことができるため、「優良企業」に対し、従来必要であった複数のエビデンス提出が不要になる可能性があり、企業における実務負担軽減が期待できると推察します。
- 従来4つのパイロットエリアに限定されていたものが、本通知をもって中国国内多数の地域へ拡大し、①当局手続きや業務判断を銀行に委ねること、②信用性の高い企業に確実に利便性を与えることの2つの方針が明確となりました。内部統制の健全な企業に対して、銀行がより簡潔で質の高い金融サービスを提供するよう当局が奨励したい意図も伺えます。同時に、企業が銀行や当局の業務指導だけに頼らず、優遇を享受しやすい『優良企業』を目指して、自ら内部管理メカニズムの構築と強化に向けて取り組んでいくことの重要性が見て取れます。
- 本政策に関して、より広い範囲にあるパイロット銀行へ裁量権が与えられた形となっておりますが、銀行による管理や具体的判断条件などにおいては解釈の余地が残ります。今後、全国各地でパイロット申請の動きが加速するにつれ、条件の追加・内容の細分化などを主旨とする通達が発表される可能性も十分にあり得ます。利便化・簡素化の推進は当局における銀行への評価、更には企業と銀行間の信頼関係を礎としているため、ステークホルダーと長い目線でコミュニケーションを取り続けることが一層大切になっていくと推察します。

引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。 以上

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連企業のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連企業並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連企業は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク(中国)有限公司

(住 所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階

(登記番号) 中国銀行保険監督管理委員会上海監管局 B0288H23100001